## 『基本刑事訴訟法Ⅱ──論点理解編』訂正表

※誤りを修正するほか、より適切な表現に改めました。

頁数	初刷	2刷
p71	6~7行目	明朝体からゴシック体に変更
	「~調整するかが、」	「~調整する <u>か</u> が、」
p77	設問 4 タイトル	
	「~賭博場開帳メモ押収事件」	「~賭博場開張メモ押収事件」
p77	5行目(設問4本文)	
	「常習的な賭博場開帳の」	「常習的な賭博場開張の」
p77	6 行目(設問 4 本文)	
	「~による賭博場開帳図」	「~による賭博場開張図」
p78	3 行目(c 設問の検討本文)	
	「常習的な賭博場開帳の模様」	「常習的な賭博場開 <u>張</u> の模様」
p136	図(中段、黒背景、白文字)	
	「~な制限に <u>当たるか</u> 」	「~な制限に当たらないといえるか」
P206	下から 12 行目~13 行目	
	「すなわち、(a) <u>前科に係る犯罪</u> 事実が」	「すなわち、(a) <u>類似</u> 事実が」
P233	16 行目	
	「本件」2種利鑑定書の」	「本件尿鑑定書」
P323	【設問 3】 7 行目	
	「~を「1月5日 <u>」</u> または <u>「1</u> 月6日」と	
	認定」	「〜を「1 月 5 日または <u>同</u> 月 6 日」と認定」
p337	コラム 下から8行目	
	「回数(前 <u>回</u> の数が多ければ〜)」	「回数(前 <u>科</u> の数が多ければ~)」

頁数	2刷	3刷
p336	11 行目	
	「後訴の住居侵入罪は、前訴の窃盗罪と」	「前訴の住居侵入罪は、後訴の器物損壊罪と」
p336	12 行目	
	「前訴の窃盗の訴因と」	「後訴の器物損壊の訴因と」